

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																							III 就学援助率								
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																					(2) ソ、タ、チを選択した場合		(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度			
		ア. 生活保護法に基づく保	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所等	ク. P・T・A会費、学業費等	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態	シ. 経済的な理由による欠	ス. 保護者の職業が不安定	セ. 生活福祉資金による貸	ソ. 生活保護の基準額に一	タ. 生活保護の基準額に一	チ. 特別支援教育就学奨励	ツ. 市区町村民税(内容を)	テ. その他	倍率(倍)	基準根拠		目安額(年額)万円	係数(倍率)倍	目安額(年額)万円							
																						課税所得等の分類	年								月		
該当団体数	26	18	19	17	17	19	13	13	17	16	17	13	17	12	8	3	6	0	4	17	17	17	17	17	0	0	7	4	26	26			
宮崎県	宮崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.14	総所得(諸控除前)	30	4	329						25%未滿	25%未滿		
宮崎県	都城市																			1	課税所得	25	4	244						15%未滿	15%未滿		
宮崎県	延岡市																			1	総所得(諸控除前)	24	12	235	新規申請: 1.02以上否認 継続申請: 1.10以上否認					20%未滿	20%未滿		
宮崎県	日南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	240						25%未滿	25%未滿		
宮崎県	小林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	25	4	256						20%未滿	20%未滿		
宮崎県	日向市																			1.2	課税所得	24	12	308						20%未滿	20%未滿		
宮崎県	串間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	157						25%未滿	30%未滿		
宮崎県	西都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	総所得(諸控除前)	30	3	239	当該年度の保護基準額に基づいて認定している。	直近3ヶ月の収入資料				10%未滿	10%未滿		
宮崎県	えびの市																			1.2	その他	25	4	218	総収入額					20%未滿	15%未滿		
宮崎県	三股町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	231	・病気、妊娠等の就労困難の申請がある場合は、係数を最大1.5まで認定とする。 ・特定月(1月~6月)の認定において、係数が1.0以上でも現に低収入である申告があった場合は、1.2まで期限付認定とする。	その他生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認めるもの			10%未滿	10%未滿			
宮崎県	高原町	○																		1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	231						20%未滿	20%未滿		
宮崎県	国富町																														15%未滿	15%未滿	
宮崎県	綾町		○																												15%未滿	20%未滿	
宮崎県	高鍋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	その他	24	12	240	収入(給与収入)を基準としている						10%未滿	10%未滿	
宮崎県	新富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	220						10%未滿	10%未滿		
宮崎県	西米良村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													5%未滿	5%未滿
宮崎県	木城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													10%未滿	10%未滿
宮崎県	川南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													10%未滿	10%未滿
宮崎県	都農町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	その他	30	4	240	総収入額	生活保護の基準に一定の係数を越えた場合でも、世帯の状況を総合的に判断して認定する。					10%未滿	10%未滿	
宮崎県	門川町	○	○																	1.2	課税所得	29	12	282						15%未滿	15%未滿		
宮崎県	諸塚村																															5%未滿	5%未滿
宮崎県	椎葉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													10%未滿	10%未滿
宮崎県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	24	4	216						15%未滿	15%未滿		
宮崎県	高千穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													15%未滿	15%未滿
宮崎県	日之影町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													10%未滿	10%未滿
宮崎県	五ヶ瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	234		その他生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認めるもの					10%未滿	10%未滿	

①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度準要保護就学援助額																														(2) 補足事項										
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																								
		(1) 費目毎の援助額																																								
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費											修学旅行費									
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他							
該当団体数	26	0	0	0	7	7	7	19	19	0	0	0	0	7	7	7	19	19	0	1	1	0	3	3	3	0	0	0	4	5	1	19	19	19	3	3	0	12				
宮城県	宮崎市							○	11,420																													学用品・通学用品費併せて支給。年度途中の認定者は、認定月から一定額を月割で計算した額を支給。				
宮城県	都城市							○	11,420																													・学用品費及び通学用品費 第1学年 9,190円 その他の学年 11,420円 ・支給平均額は、平成29年度実績				
宮城県	延岡市							○	11,420																													通学費については支給実績なし				
宮城県	日南市							○	11,420										○	27000																						
宮城県	小林市							○	11,420																													支給平均額については、30年度予算に計上した単価を記入。				
宮城県	日向市							○	13,650																													・学用品費には、通学用品費を含み、2~6年生は上記の一定金額(13650円)、1年生は11420円。 ・修学旅行費の支給平均額は、29年度の実績額により記入。				
宮城県	串間市							○	11,420																																	
宮城県	西都市							○	13,650																													・修学旅行費については30年度予算に計上した単価。 ・通学費については支給実績無し。 ・学用品費と通学用品費の援助額は区別していないため、学用品費で計上。				
宮城県	えびの市							○	11,420																																	
宮城県	三股町							○	11,420																																	
宮城県	高原町			○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																								30年度予算計上した単価を記入している。医療費については実績額。			
宮城県	国富町							○	11,420																																	
宮城県	綾町							○	11,420																																	
宮城県	高鍋町			○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																								・通学用品費については学用品費とまとめて支給 ・支払平均額は30年度予算に計上した単価にて入力			
宮城県	新富町			○	13,650	13,650							○	40,600	40,600																								平成30年度予算単価で計上			
宮城県	西米良村							○	11,420																														○	10,000		
宮城県	木城町							○	11,420																																	
宮城県	川南町			○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																									支給平均額は平成30年度予算に計上した単価を記入		
宮城県	都農町							○	11,420																																	
宮城県	門川町							○	11,420																																	
宮城県	諸塚村							○	11,420																															○	21,490	修学旅行費~小学校隔年実施(H30未実施年度)
宮城県	椎葉村			○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																											
宮城県	美郷町							○	11,420																																	
宮城県	高千穂町							○	11,420																																	
宮城県	日之影町			○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																										・通学費は支給対象外。 ・修学旅行費については、本年度11月実施予定のため30年度予算額を計上。	
宮城県	五ヶ瀬町			○	11,420	11,420							○	20,470	20,470																										○	28,370

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																														(2) 補足事項								
		(1) 費目毎の援助額																																						
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費														
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
該当団体数	26	0	0	0	7	7	7	19	19	0	0	0	0	7	7	7	19	19	0	1	1	0	3	3	3	0	0	0	4	5	1	19	19	19	3	3	0	12		
宮崎県	宮崎市							○	22,320								○	47,400				○	79410	37672							○	57590	57540						学用品・通学用品費併せて支給。年度途中の認定者は、認定月から一定額を月割で計算した額を支給。	
宮崎県	都城市							○	22,320									○	47,400												○	57590	57519						・学用品費及び通学用品費 第1学年 20,090円 その他の学年 22,320円 ・支給平均額は、平成29年度実績	
宮崎県	延岡市							○	22,320									○	47,400			○	79410	0							○	57590	57590						通学費については支給実績なし	
宮崎県	日南市							○	22,320									○	47,400	○	27000										○	57590	57590							
宮崎県	小林市							○	22,320																						○	57590	57590						支給平均額については、30年度予算に計上した単価を記入。	
宮崎県	日向市							○	24,550																						○	57590	56672						・学用品費には通学用品費を含み、2~3年生は上記の一定額（24550円）、1年生は22320円。 ・修学旅行費の支給平均額は、29年度の実績額により記入。	
宮崎県	串間市							○	22,320																						○	57590	52108							
宮崎県	西都市							○	24,550													○	79410	0					○	62000									・修学旅行費については29年度予算に計上した単価。 ・通学費については支給実績無し。 ・学用品費と通学用品費の援助額は区別していないため、学用品費で計上。	
宮崎県	えびの市							○	22,320																						○	57590	57590						校外活動費（宿泊を伴うもの）については、対象となる活動がなかったため支給なし	
宮崎県	三股町							○	22,320																						○	57590	57590							
宮崎県	高原町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400																									30年度予算計上した単価を記入している。医療費については実績額。	
宮崎県	国富町							○	26,820																						○	57590	57590							
宮崎県	綾町							○	22,320																							○	57590	57290						
宮崎県	高鍋町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400														○	60000									・通学用品費は学用品費を含めて支給 ・支給平均額は30年度予算に計上した単価にて入力		
宮崎県	新富町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400																	○	57590	57590						平成30年度予算単価で計上	
宮崎県	西米良村							○	22,320																							○		10000						
宮崎県	木城町							○	22,320																							○	38000	38000						
宮崎県	川南町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400																		○	57590	57590						支給平均額は平成30年度予算に計上した単価を記入
宮崎県	都農町							○	22,320																							○	57590	52793						
宮崎県	門川町							○	22,320																							○	57590	55311						
宮崎県	諸塚村							○	22,320																								○		57590					
宮崎県	椎葉村			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400																		○	57590	57590						
宮崎県	美郷町							○	22,320																							○		57290						
宮崎県	高千穂町							○	22,320																							○	57590	57590						
宮崎県	日之影町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400														○	65000										・通学費は支給対象外。 ・修学旅行費については、今年度未実施のため、30年度予算を計上。	
宮崎県	五ヶ瀬町			○	22,320	22,320						○	23,550	23,550														○	60000											

